CORPORATE GOVERNANCE

COSEL CO.,LTD.

最終更新日:2017年8月10日コーセル株式会社

代表取締役社長 谷川 正人

問合せ先: 常務取締役経理部長 小西 有吉 (TEL) 076-432-8151

証券コード:6905

http://www.cosel.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、経営の重要な課題と位置付け、様々なステークホルダーの信頼と期待に応えうる企業を目指して経営効率の向上を図るとともに、経営監視機能や法令遵守がスムーズに機能するよう監査役会制度を導入し、体制の整備に取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使及び招集通知の英訳等環境づくり

機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境提供は必要と認識しております。

株主構成議決権電子行使プラットフォームの利用については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にして、手続・費用等を勘案しながら 前向きに検討を進めてまいります。なお、招集通知の英訳につきましては、外国人株主比率等の推移も踏まえ、2016年から作成、公開しておりま す。

また、海外投資家に会社概要を理解していただくべく決算概要等を、英文でFinancial Reportとしてウェブサイトに掲載しております。 https://www.cosel.co.jp/en/ir/index.html

【補充原則4-10-1】任意の諮問委員会の設置による指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言

当社において、取締役・監査役候補の指名・選任については、人格、見識、能力、経験等の観点から取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び「役員報酬に関する内規」の基準に則して報酬が決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要な〈、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【コーポレートガパナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 東新

【原則1-4】政策保有株式に関する方針・議決権行使の基準

- 1.保有目的
- (1) 取引先と強固かつ長期的な信頼関係を構築することで、事業基盤の強化・取引関係の強化・持続的な企業価値向上を図ること。
- (2) 取引先金融機関との円滑かつ緊密な信頼関係を維持し、各種情報の提供を受けること。
- (3) 地元企業を応援し、地域経済の発展に貢献すること。
- 2.政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、これを反映した主要な政策保有株式の保有意義、経済合理性(採算性·収益性等)について、取締役会において検証し、保有の継続の是非を判断しております。
- 3.政策保有株式の議決権については、議決権行使ガイドラインを作成し、「投資先企業の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるか」等を総合的に勘案し、その行使についての判断を行っております。

【原則1-7】関連当事者間の取引に関する手続枠組み

- 1.取締役·監査役や主要株主等との取引については、法令に従い、取締役会の決議または所定の決裁手続をとおして取引条件の相当性を チェックすることとしております。
- 2.取締役·監査役およびその近親者との取引について、「関連当事者との取引に関する調査表」を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に 報告しております。
- 3.関連当事者間の取引について、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、開示 しております。

【原則3-1】情報開示の充実

経営ビジョン・中期経営計画(原則3-1(1))

当社は、経営の基本方針・中期経営計画を策定し、当社ウェブサイトにて開示しております。

https://www.cosel.co.jp/corporate/ir/management/policy/index.html

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針(原則3-1(2))

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、以下のとおりです。

当社は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主、顧客、取引先、地域社会、従業員を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切かつ積極的に開示し、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、透明性を確保します。
- (4) 取締役会、監査役及び監査役会が経営監視監督機能を充分に果たせるよう、それぞれの役割・責務を明確化します。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

報酬の決定方針・手続(原則3-1(3))

報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び「役員報酬に関する内規」の基準に則して決定しております。

詳細は、本報告書の【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」欄に記載しておりますので、ご参照ください。

取締役・監査役の選任方針・手続(原則3-1(4))

社外を含む取締役・監査役候補の指名・選任・手続については、人格、見識、能力、経験等の観点から選任し、取締役会で審議のうえ決定しております。

経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名の理由(原則3-1(5))

社外取締役及び社外監査役については、選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。新任・重任取締役についても、「株主総会招集ご通知」に記載しております。なお、「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ウェブサイトに掲載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

経営陣に対する委任の範囲の概要については、以下のとおりです。

- 1.取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負います。
- 2.取締役会は、前項の責任を果たすため、成長のための意思決定や実効性向上·監督機能等を通じて、最善の意思決定を行います。 なお、法令または定款、取締役会規則に定めがある専決事項以外の業務執行の決定については、原則として担当取締役へ委任しております。担 当取締役は、3ヶ月に1回以上、業務執行状況またはその他必要な事項を取締役会において報告または説明しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効活用

東京証券取引所が定める「独立役員の独立性に関する判断基準」を参考として、当社取締役会が定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、人格・見識等に優れ、必要な専門分野における豊富な経験や実績を有する人物2名を、独立社外取締役して選任しております。 取締役会は、社内取締役7名とあわせて合計9名で構成しております。

【原則4-9】 社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役の独立性を担保することに主眼を置いた独立性判断基準は、本報告書の【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」欄に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、取締役会の審議が多面的かつ適切に行われるためには取締役会の多様性を確保することが有用であると考え、取締役会の構成は、 性別、年齢、国籍等の区別なく、多様な知識・経験・能力を有する者をバランス良く選任することにしております。

なお、取締役の人数は15名以下、監査役は4名以下と定款で規定しております。

【補充原則4-11-2】取締役・社外取締役の兼任状況

取締役・社外取締役の兼任状況は、「第48回定時株主総会招集ご通知」の8Pに記載しております。また、同書類は、当社ウェブサイトにも開示しております。

https://www.cosel.co.jp/news/index.html?corporate

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性評価

1. 評価の方法

当社は、取締役会の役割・責務が十分機能しているかどうかを自己評価し、問題・課題を抽出し、取締役会の機能を定期的に改善していくことを目的として、少なくとも毎年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価・議論を行い、取締役会の実効性を高めるための改善に繋げてまいります。

2017年6月から7月にかけて、全取締役・全監査役を対象として、アンケート形式により取締役会全体の実効性に関する分析・評価・議論を行い、その結果を2017年7月28日開催の取締役会で確認いたしました。

2. 取締役会の実効性に関する分析・評価の結果

中長期的な戦略についての審議や重要課題において活発な議論が行われていることや、各取締役による定期的な業務執行状況の報告がされていることを確認いたしました。また、社外役員に対する情報提供・支援が行われること等によって、自由に発言できる雰囲気になっていることを確認いたしました。

一方、事業に影響する主要なリスク、特に先を見越したリスク管理に対する議論、ESG(環境・社会・ガバナンス)の対応や女性の活躍を含む多様性の推進についての議論が不足していると認識いたしました。また、機関投資家の当社に対する評価・意見についての適切かつ効果的な取締役会へのフィードバックが不足していると認識いたしました。

今回の取締役会全体の実効性評価を踏まえて改善策を実施し、今後も継続的に取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニング方針

取締役・監査役に対するトレーニング方針につきましては、以下のとおりです。

取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施しております。

- (1) 取締役又は監査役が新たに就任する際は、財務・法律やコーポレートガバナンスに関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施しております。
- (2) 上記に加えて、独立社外取締役及び独立社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明や主要拠点、子会社等の視察を実施しております。
- (3) 取締役会は、毎年社長方針や各部門の方針等について、説明の機会を設けております。
- (4) 独立社外取締役及び独立社外監査役に対し、当社の方針や課題等について、必要な情報提供を行っております。

【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針につきましては、本報告書の「その他 2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」欄に記載しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 ^{更新}



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
飴 久晴	4,421,872	11.88
買場清	2,811,458	7.56
若土 征男	2,615,356	7.03
ステート ストリート バンク アンドトラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,393,562	6.43
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,180,400	3.17
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 北陸銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信 託銀行株式会社	1,117,600	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	945,900	2.54
コーセル取引先持株会	787,900	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	749,500	2.01
森山 昭夫	708,060	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を1,267,258株(割合3.41%)保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数 <mark>更新</mark>	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 ^{更新}	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数 ^{更新}	2 名

会社との関係(1)

氏名	■ ₩-	会社との関係()												
CC	周性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k		
内田 康郎	学者													
翠田 章男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d. e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 康郎		社外取締役の内田康郎氏は、富山大学の経済学部教授・副学部長の要職にありますが、当社は、同大学産学交流振興会に地域連携部門事業助成目的で計100千円、(2017年5月期実績)の寄付を行っています。 (重要な兼職の状況)・富山大学経済学部教授・国際ビジネス研究学会理事・異文化経営学会理事・多国籍企業学会理事・富山大学経済学部副学部長	大学教授として経営戦略(グローバル競争戦略)の専門家としての立場からその知見に基づき当社経営について助言いただくためであります。 また、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから、独立役員として指名しております。

(重要な兼職の状況)

- ·株式会社トンボ飲料 代表取締役社長
- 北陸清涼飲料工業協同組合理事長
- ·富山商工会議所副会頭
- ·富山経済同友会幹事
- ·富山市食品衛生協会会長

老舗の清涼飲料メーカーのトップとして長年経営に携わり、独自の技術・ノウハウを活かした 製品開発を展開し、着実な成果を挙げておられます.

経営に関する高い見識に基づき当社経営についても助言いただくため、選任しております。また、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから、独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監查役関係】

翠田 章男

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会合を持ち、報告を受け意見交換するとともに、往査に立ち会うなど会計監査人の業務執行の適正性を確認しております。また、内部監査は監査室及び監査役の連携により実施しており、監査結果については代表取締役および責任者へ報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	工 存			会社との関係()												
K a	周 1土	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	m		
佐伯 康博	弁護士															
犬島 伸一郎	他の会社の出身者															

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名 独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
-------------	--------------	-------

佐伯 康博	(重要な兼職の状況) ・佐伯法律事務所所長 ・株式会社廣貫堂社外監査役	弁護士という法律の専門家の立場から監視機能を生かすためであります。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから、独立役員として指名しております。
犬島 伸一郎	(重要な兼職の状況) ・トナミホールディングス株式会社社外取 締役	金融および経済、経営に関して幅広い知識・ 経験を生かし、客観的な立場から監視機能を 生かすためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数^{更新}

3名

その他独立役員に関する事項

「社外役員の独立性に関する基準」

社外役員の選任にあたっては、原則として東京証券取引所が定める「独立役員の独立性に関する判断基準」を参考として、以下の基準に従っております。

- 1.過去10年間において、当社グループの取締役(社外取締役除く)・監査役(社外監査役除く)・執行役員または使用人でないこと。
- 2.当社の過去5年間のいずれかの事業年度において、株主名簿の10位以内の大株主、または大株主である団体に現に所属している者でないこと。
- 3. 現在において、当社グループの主要取引先企業の取締役・監査役・執行役員または使用人ではないこと。
- 主要な取引先とは、直前事業年度及び過去3事業年度における当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたは取引先(その親会社及び重要な子会社を含む)の連結売上高の2%以上を占めている企業等をいう。
- 4.直近3事業年度において、当社グループから役員報酬等以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に現に所属している者)でないこと。
- 5.直近3事業年度において、平均して年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい金額以上の寄付を、当社グループから受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
- 6. 当社グループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと。
- 7. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと。
- (1) 当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
- (2)過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
- (3)上記2.~6.で就任を制限している対象者
- なお、重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう。
- 注: 当社グループとは、コーセル株式会社及びコーセル株式会社の子会社とする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明<mark>更</mark>



- 1. 取締役への報酬は株主総会決議に基づく報酬限度内での報酬額であり、固定枠(年額200百万円以内。うち、社外取締役は年額20百万円以内)と変動枠(前事業年度の当期純利益の1%以内の額)の合計から成っております。
- 2. 業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)は、2017年8月9日開催の第48回定時株主総会決議により、当社の業務執行取締役(以下「対象取締役」という。)を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的に導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、対象取締役に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度であります。対象取締役への当社普通株式の交付は、下記(3)記載の対象期間終了後に行います。

(2) 本制度の仕組み

本制度は、具体的には、以下の手続に従って実施いたします。なお、本制度は会社業績指標の達成率等に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、株式を交付するか否か並びに株式を交付することになる対象取締役及び交付する株式数は確定しておりません。

当社は、下記(3)記載のとおり3事業年度を対象期間とし、基準となる報酬債権の金額(各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める。)を定め、対象期間における事業年度ごとの会社業績の数値目標の達成割合に応じて、当社普通株式を交付いたします。

当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付する株式数は、対象期間経過後の取締役会で決定いたします。この場合、当社から対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当該株式発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得いたします。当該金銭報酬債権の金額の合計については、2012年(平成24年)8月10日開催の第43回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額の固定枠(年間200百万円以内)及び変動枠(前事業年度の当期純利益の1%以内の額)の合計額の内枠にて、年額30百万円(3事業年度合計90百万円)を上

限とし、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利にならない範囲内で取締役会において決定いたします。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、2018年(平成30年)5月20日で終了する事業年度から2020年(平成32年)5月20日で終了する事業年度までの3事業年度とします。なお、上記の当初の対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、次の3事業年度の期間を対象期間として、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

(4) 本制度に基づき対象取締役に対して交付される当社株式数

当社は、対象期間における当社連結売上高、連結経常利益及び連結ROEの各目標の達成割合に応じて、基準となる報酬債権の金額(各対象 取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める)を定め、それに所定の数値を乗じて個々の対象取締役に対して給付する金銭報酬 債権の金額ひいては交付する株式数を算出いたします。当該交付株式数についても、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲内で、取締役会において決定いたします。また、算出した個々の対象取締役に対して交付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元 未満株式は切り捨てるものといたします。

当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、年間3万株(3事業年度合計9万株)を上限といたします。ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限及び対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

また、上記に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記(2)に定める金銭報酬債権の金額の上限又は上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲内で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比率等の合理的な方法により減少させます。

(5) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式を交付いたします。

- ・対象期間中に当社取締役として在任したこと
- ·一定の非違行為がなかったこと
- ・その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると取締役会が定める要件
- (1)対象期間中に対象取締役が当社が正当と認める理由により退任する場合においては、退任時までの在任年数に応じて按分した数の 当社 普通株式を交付いたします。
- 2)対象期間中に新たに就任した対象取締役についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



有価証券報告書では、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しております。事業報告では、取締役、監査役に区分し、支給人員及び支給総額を開示しており、社外取締役の報酬及び社外監査役の報酬につきましては、括弧書きにて開示しております。

2017年5月期における取締役および監査役の報酬等の額については、支給人員が13名、支給総額が159百万円であります。うち社外取締役に 対する報酬等の額については、支給人員が1名、支給総額が4百万円であり、また、社外監査役に対する報酬等の額については、支給人員が2 名、支給総額が5百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 1. 当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計しております。
- 2.取締役の報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「月度報酬」と、当該事業年度の業績に連動した「役員賞与」、及び中長期的な 業績向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「業績連動型株式報酬制度」によって構成されております。
- 3. 取締役の「月額報酬」は株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取扱いを独立社外取締役を含む取締役会で協議したうえで役員別報酬額を代表取締役社長が決定しております。なお、取締役「役員賞与」は株主総会においてその総枠を決議し、その金額決定方法は、「役員報酬に関する内規」の基準に即して決定しております。
- 4. 監査役の報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「月額報酬」のみで構成され、株主総会においてその総枠を決議し、監査役の協議によって決定しております。
- 5.取締役及び監査役の「月額報酬」とその他の給与の取扱に関する事項につき、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、「役員報酬に関する内規」の基準により明文化しております。
- 6.自社株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、「コーセル役員持株 会規約に関する内規」に従い、取締役及び常勤監査役は月額報酬のうち一定程度を拠出して自社株を取得しております。

7. 業務執行取締役への「業績連動型株式報酬制度」は、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポ レート・ガバナンス体制の状況」の「1.機関構成・組織運営等に係る事項」の【インセンティブ関係】に記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達体制につきましては、経営会議への出席や取締役会資料の事前配付、その他各種社内の重要情報等の報告・提供を 適宜行うことにより、重要な経営情報が伝わるよう努めております。

-方、社外監査役への情報伝達体制につきましては、毎月開催している監査役会会合にて常勤監査役から社外監査役に対し、日常監査の報 告及び重要な経営情報を伝達しております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) <mark>更新</mark>

現状の体制の概要

当社は、TQM(総合的品質管理)による方針管理を実施し、「可視化」をキーワードに公正で透明な経営を目指しております。現状の業務執行、 監査・監督等ガバナンスの体制は次のとおりであります。

(1)取締役会

法令または定款に定めがある事項や経営方針および業務執行に関する意思決定を行うことと、代表取締役の業務執行に対する監督を行ってお ります。取締役9名(うち社外取締役2名)で構成し、取締役会を通常月一回開催し、そこで決定された経営方針に基づいて代表取締役社長の指揮 のもと、取締役はそれぞれの担当・統括業務を執行しております。また、独立性の高い社外取締役2名を独立役員として指名しております。

(2)監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成し、取締役会並びに諸会議に出席して取締役の職務執行 の監査を行っております。

なお、監査役の機能強化に関する取組状況につきましては、独立性の高い社外監査役1名を独立役員として指名するとともに、経営に関する幅 広い知識と経験を有する社外監査役1名を選任しております。

(3)経営会議

当社は、取締役会が決定した基本方針に基づく業務執行方針や計画並びに重要な業務の実施に関し報告・協議することを目的として、3ヶ月に 1回の経営会議を実施しております。独立社外取締役を含む取締役、常勤監査役、部長等で構成し、経営上の重要事項や課題、懸案事項等に関 し審議を行っております。

(4)内部監査部門

内部監査部門として、社長直轄の監査室(1名)を設置し、監査役、監査役会及び会計監査人と連携して、内部統制機能の監査を実施しておりま す。監査結果につきましては、代表取締役社長及び責任者へ報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行っております。

(5)会計監査人

会計監査人は、当社事業所並びにグループ会社に対して会社法、金融商品取引法に基づく監査を実施しております。また、監査役/監査役会 及び内部監査部門と連携し、内部統制機能の監査を実施しております。各種法令や会計規則などの導入・改定に際しては、当社の経理部門と十 分な協議を設けて対応しております。

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。2017年5月期における当社の会計監査業務を執行した公認 会計士は、以下のとおりであります。

真氏 有限責任あずさ監査法人 (提出日現在、監査法人を退任)

中川 敏裕氏 有限責任あずさ監査法人

監査業務に係る補助者 公認会計士9名、その他6名

(6)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容等を勘案し、監査役会設置会社として経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整え ており、更には、社外取締役・社外監査役の選任等により、社外の視点も踏まえた実効的な経営監視機能は十分に果たしていると判断しておりま す。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に株主総会議案について、十分検討していただくために、2015年8月開催の 定時株主総会より、総会日の3週間前(法定期日+6日前)を目処に招集通知を発送して おります。 また、東京証券取引所及び当社ウェブサイトにて招集通知の発送当日に開示を行ってお ります。 (2017年第48回定時株主総会の招集通知につきましては、2017年7月14日に発送・開 示。)
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が株主総会に出席でき、その意思をより反映できるよう、開催日時や開催場所等を設定しております。 2017年第48回定時株主総会を、2017年8月9日(水)午前10時から富山商工会議所10階ホールにて開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類につきましては、英文にて当社ウェブサイト(英語バージョン)に掲載しております。 https://en.cosel.co.jp/corporate/ir/library/shareholders/index.html
その他	株主総会において、株主の皆様の理解をより深めるために事業報告や貸借対照表、損益 計算書の報告等を製品写真やグラフ等交えてビジュアル化し、説明しております。

2.IRに関する活動状況 ^{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けの定期的説明会については開催しておりませんが、 当社ウェブサイトにおいて、会社概要や事業内容、財務内容等について分かり やす〈説明した個人投資家向けページを設けております。 https://www.cosel.co.jp/corporate/ir/individual/index.html	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、証券アナリスト向けに決算説明会を年2回実施し、決算情報や事業の近況等について、社長自ら説明しております。また、決算説明会資料や情報については、当社ウェブサイトにおいて、株主・投資家情報ページを設けて開示しております。https://www.cosel.co.jp/corporate/ir/index.html 更には、機関投資家向けに、IR担当取締役または社長によるスモールミーティングや電話取材、個別説明を適時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに、以下の資料を掲載しております。 【掲載資料】 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、 会社説明資料、株主総会招集通知、年次(中間)報告書、コーポレートガバナ ンスに関連する資料 等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当取締役 常務取締役経理部長 IR担当部署 経理部門・総務部門が連携して、株主、投資家に関連する活動全般を行って います。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

-	社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーを尊重するため、 ・経営理念である「品質至上を核に社会の信頼に応える」を掲げ、中長期的な企業価値向上に向けて中期経営計画を策定・実行しております。 ・当社及び子会社の役員及び従業員がとるべき「倫理憲章・自主行動基準」を定めております。 「経営理念」や「ステークホルダーとの関わりに関する事項」、「倫理憲章・自主行動規範」については当社ウェブサイトに開示しております。 https://www.cosel.co.jp/corporate/company/philosophy/index.html
珥	環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの環境保全活動、CSR活動等の内容や実施状況につきましては、当社ウェブサイトに開示しております。 https://www.cosel.co.jp/corporate/csr/index.html 主な取り組み状況は、以下のとおりであります。 ・ISO14001を取得、維持継続。 ・省エネ・省資源製品の開発、地域ボランティア活動への参加。 ・CSR報告書の発行。
	ステークホルダーに対する情報提供に 系る方針等の策定	当社では、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対し、財務状況や経営方針などに関する情報をはじめ、当社をご理解いただくために有効と思われる情報を、透明性・公平性・継続性に留意しながら、迅速に開示するため、「情報開示に関する基本方針」を定めております。 なお、「情報開示に関する基本方針」につきましては、本報告書の「その他 2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の整備に関しては、以下の基本方針に従い取り組んでおります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営の基本的な考え方として「品質至上を核に社会の信頼に応える」の経営理念に基づき、総合的品質管理(TQM)の思想と手法を駆使して体質の改善を図っております。

そのために、目標と方策を明確に示し、方針管理の全社的展開によって競争激化している直流安定化電源市場の中で生き残りを図り、魅力ある製品で社会の信頼に応えていきます。

この考えを実現していくため、法令遵守(以下「コンプライアンス」という。)を掲げ、当社および子会社の役員、および使用人(従業員、派遣社員、その他当社業務に従事する全ての従業員。以下同じ。)がとるべき「倫理憲章・自主行動基準」を定め、その徹底を図るために以下の体制を構築しております。

- (1)コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、総務部門統括取締役を総括責任者とし、総務部門が体制の構築、維持、教育・啓蒙にあたっております。
- (2)内部監査部門である社長直轄の監査室は、業務が法令、定款および社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を取締役会および監査役会に報告しております。
- (3)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、法令および社内規定に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持しております。

- 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (1)「リスク管理規定」を定め、全社のリスクを以下の(2)(3)に区分し、取り組むこととしています。
- (2)平常時のリスク管理に関しては、方針管理活動の中で部門別年度方針管理項目および日常管理項目として取り上げ、各部門が主体となって取り組んでおります。
- (3)災害、事故、火災等の不測事態に対する危機管理に関しては、「危機的状況発生時の対応規定」を定め、「緊急時の初動マニュアル」等に従い、人命の保護、救出と顧客への影響を最小限にする措置を最優先として取り組むとともに、「リスク管理・コンプライアンス委員会」で対象リスクの見直し、評価、対応策の検討、実施を行っております。また、「BCP(事業継続計画)規定」を定め、不測事態において早急に事業を復旧する体制を構築しております。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループのビジョン実現のため、総合的品質管理(TQM) による方針管理を徹底し、効率的かつ革新的な業務執行に取り組んでおります。
- (2)方針管理活動は、各部門の長をメンバーとする方針策定会議において中期および年度経営方針項目を審議、検討し、取締役会で承認、決定しております。
- (3)取締役会は原則月1回開催し、業務執行に係わる重要事項の意思決定および業務執行の監督を行っております。
- 5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社のリスク管理体制およびコンプライアンス体制は、子会社も含めたグループ全体を対象としております。
- (2)当社子会社の業務執行については当社の取締役会で定期的な報告をさせ、あらかじめ定められた重要事項については当社の取締役会における決裁を必要としております。
- (3)内部監査部門である監査室は、当社および子会社各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役および責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行っております。
- 6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当社の監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
- (2)なお、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務執行に際しては監査役の指揮命令下に入ることとしております。
- 7. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、使用人等が当社監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (1)監査役は、取締役会に出席する他、必要に応じて重要な会議体に出席し、自ら必要な情報を収集しております。また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができます。
- (2)当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告することにしております。
- (3)監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門や当該子会社の執行部門からその報告を受けることにしております。
- 8.監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、「倫理規定」や「内部通報規定」等により通報者等の保護について整備しております。
- (2)「内部通報規定」等が適正に運用されているかどうかを監視する仕組みやその仕組みが適正に運用されているかについては、監査室による内部監査により確認しております。
- (3)「内部通報規定」において、当社常勤監査役を内部通報の窓口として設定しております。
- 9. 当社の監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に係る事項
- (1)通常の監査費用については、監査役等の監査計画に応じて予算化しております。
- (2)監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払または償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

- 10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を定期的に行うこととしております。
- (2)監査役は、必要に応じて内部監査部門である監査室と連携をとり、監査役監査を行うこととしております。
- (3)監査役は、必要に応じて内部監査部門および公認会計士等と連携をとり、監査の実効性を確保することとしております。
- 11. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を策定し、有効かつ効率的な財務報告に係る全社統制、決算財務報告プロセス、業務処理プロセス等、内部統制の整備・運用及び評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、「一切の関係を持たない」という姿勢で臨み、関係排除に取り組んでまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係排除につきましては、法令及び社会倫理に則り対応することが重要であるとの認識から、グループ全体が法令・社会倫理に適合した行動をとる指針として「倫理憲章」及び「自主行動基準」を倫理規定の中に定め、その周知・徹底を図っております。また、定期的な研修を行うことで、反社会的勢力排除に向けた更なる社会倫理の浸透に取り組んでおります。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)情報開示に関する基本方針

当社の会社情報の適時開示に関する方針等は、以下のとおりです。

ア.情報開示の基本方針

当社は、経営の透明性を高めるために情報を積極的に開示することを、株主・投資家の皆様に対する重要な責務と考えております。 常に、適時、正確な情報を公平に提供することを誠実に実行してまいります。

情報の適時開示につきましては、「倫理憲章・自主行動規範」においても上記の旨記載しており、当社グループ役職員で共有しております。 また、情報開示による株主・投資家の皆様との対話や株主総会時に実施するアンケートの結果の評価、ご意見を経営にフィードバックし、企業価値の向上に努めてまいります。

イ.情報開示の基準

当社は、会社法・金融商品取引法等の関係法令及び当社が株式を上場している東京証券取引所の定める適時開示規則(以下、「適時開示規則」)に沿って情報開示を行っております。

また、適時開示規則に該当しない会社情報につきましても、投資判断に有用であると判断した情報に関しては、適時性と公平性を考慮しながら 自発的な開示に努めてまいります。

ウ.情報開示の方法

適時開示規則に該当する会社情報は、同規則に従い、東京証券取引所が提供する適時開示システム(TDnet)にて公開いたします。TDnetにて公開する会社情報は、公開後速やかに当社ウェブサイトにも掲載いたします。

また、適時開示規則に該当しない情報を開示する場合にも、適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に当該情報が伝達されるよう努めてまいります。

エ.業績等の見通しについて

業績見通し等の将来に関する情報については、当社が現時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。

実際の業績等は、様々な要因によりこれら見通しとは大きく異なる可能性があることをご承知おきください。

オ.沈黙期間について

当社では、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、原則として、各四半期決算期日の翌日から当該四半期決算発表日までをIR自粛期間としております。この期間中は、原則として、決算に関連する情報の開示、関連するコメントの授受、関連質問への回答等を控えることとしております。

なお、すでに公表されている情報に関する問い合わせについては、この限りではありません。

ただし、この期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、適宜、プレスリリースにより情報開示いたします。

カ.情報取扱責任者とその役割

適時開示規則に定める情報取扱責任者に関しては、経営に携わる経理担当取締役がその任にあたり、当該規則に定められた職務を担当し、証券取引所と随時協議し、最善の情報開示に努めております。

なお、適時開示に係る社内体制図については、添付資料をご参照ください。

(2)株主との建設的な対話に関する基本方針

当社の株主との建設的な対話に関する方針等は、以下のとおりです。

ア、建設的な対話を行う取締役の指定

- ・株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話を、IR活動を通じて積極的に行います。
- ・株主との対話は、選任したIR担当取締役が担い、社長が統括いたします。株主から個別の要望がある場合には、必要に応じて社長、業務担当 取締役(社外取締役を含む)が面談に臨むこととしております。

イ. 各部門等の有機的な連携のための方策

・IR担当取締役が経理部門・総務部門等IR活動に関連する部署を管掌するとともに、株主との対話を合理的にかつ円滑に行うために、IR担当取 締役や社長が中心となり、日常的に関連部門と連携をとっております。

ウ. 個別面談以外の対話の手段

・IR担当取締役において、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けのラージミーティング(決算説明会)を半期毎(中間・期末)に開催し、社長又はIR担当取締役が説明を行っております。

·決算説明会の説明資料や決算情報、決算情報以外の適時開示資料、会社説明資料、コーポレートガバナンスに関連する資料等は、当社ウェ ブサイトに公表しております。

エ、株主の意見・懸念事項の適切かつ効果的なフィードバックのための方策

·IRの訪問等、対話において把握された株主等からの意見・懸念については、取締役会等役員打ち合わせの場において報告を行い、取締役や 監査役との情報共有を図っております。

オ.インサイダー情報管理に関する方策

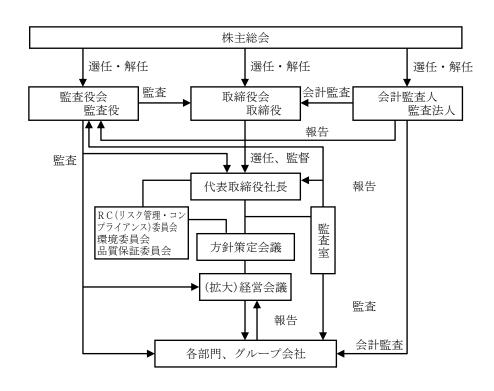
・投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、弊社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関する事項を対 話のテーマとすることや対話の時期等を考慮する中で、インサイダー情報管理に留意しております。

カ. 株主構成の把握・公表

- ・毎年5月20日及び11月20日時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、実質的に当社の株式を所有する株 主の調査を行い、実質の株主の把握を行っております。
- ・株式の状況について、株主総会後に株主に送付する年次報告書等で開示しております。

キ.経営戦略や経営計画の策定・公表

・中期経営計画を策定し、基本方針や売上高、営業利益、経常利益等の目標値を当社ウェブサイトに公表するとともに、決算説明会等を通じ、 目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。



コーセル株式会社の適時開示に係る社内体制

♦対象情報

- ①発生事実に関する情報
- ②決定事実に関する情報
- ③決算情報、業績予想、配当予想の修正等
- ④子会社等に関する情報
- ⑤その他の情報 · 新製品発表等PR情報等含む

